

「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱（案）」及び「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」等の一部改正案（概要）

1. 策定及び改正の趣旨

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、令和4年4月から制度が開始された社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）について、各認定所轄庁における指導監査の内容を定めた実施要綱及びガイドラインを策定する。
- また、社会福祉法人（以下「法人」という。）が行う、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理を定めた「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」について、社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第176号）による改正後の社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）において、連携推進法人に係る勘定科目が追加されたことに伴う所要の改正を行う。
- 併せて、法人が届け出る現況報告書の様式等を定めた「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成29年3月29日雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事業の概要等」という。）について、法人の事務効率化の観点から、例年別途アンケートとして実施している、社会福祉充実計画に係る報告事項を本様式に追加する改正を行う。

2. 「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱（案）」の概要

（1）別添「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱」関係

- 連携推進法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた連携推進法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営の確保を図るため、認定所轄庁が行う指導監査の類型、実施の周期等について定める。

（2）別紙「社会福祉連携推進法人指導監査ガイドライン」関係

I 法人運営

○ 連携推進法人の業務執行に対する連携推進法人内部の牽制の仕組みが適正に運用されているかどうかについて、以下の項目により確認する。

- 1 定款及び社会福祉連携推進方針
- 2 内部管理体制
- 3 社員・社員総会
- 4 理事
- 5 監事
- 6 理事会
- 7 会計監査人
- 8 社会福祉連携推進評議会
- 9 理事、監事及び会計監査人の報酬

II 業務

○ 連携推進法人の行う社会福祉連携推進業務等が法令に照らし適正に実施されているかどうかについて、以下の項目により確認する。

- 1 社会福祉連携推進業務及びその他業務

III 管理

○ 連携推進法人の組織管理が法令に照らし適正になされているかどうかについて、以下の項目により確認する。

- 1 人事管理
- 2 資産管理
- 3 会計管理
- 4 その他

3. 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準の改正概要

(1) 控除対象財産の範囲関係

○ 「社会福祉連携推進法人の認定等」(令和3年11月12日社援発第1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙1「貸付業務の実施方法」10(3)の記載を踏まえ、貸付原資提供社員である法人の連携推進法人に対する貸付金債権について、控除対象財産に該当しない旨規定。

(2) 対応負債の範囲関係

○ 控除対象財産の財源が負債で賄われている場合に差し引くべき対応負債として、

- ・ 1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金
- ・ 社会福祉連携推進業務設備資金借入金

を追加。

(3) その他所要の改正を行う。

4. 事業の概要等の改正概要

(1) 別紙1「現況報告書」及び記載要領関係

- 「12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況」の(2)「社会福祉充実計画の策定の状況」について、法人の社会福祉充実計画に基づく事業別に計上するための記入欄を追加する。

(2) その他所要の改正を行う。

5. 根拠法令

社会福祉法第45条の34第1項第4号、同法第55条の2、同法第144条において準用する同法第56条第1項

6. 公布日等

公布日：令和4年12月下旬（予定）

施行期日：

- ・「社会福祉連携推進法人指導監査ガイドライン（案）」：令和5年4月1日
- ・社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準：公布日
- ・事業の概要等：令和6年4月1日